

下諏訪町（第2期）下水道ストックマネジメント計画（当初）

下諏訪町建設水道課
策定 令和7年12月

①ストックマネジメント実施の基本方針

下諏訪町では、昭和49年に下諏訪町公共下水道事業に着手して、昭和54年度に供用開始をし、令和7年現在で46年を経過している。

ストックマネジメントの実施にあたっては、下水道施設のリスク評価を踏まえ、施設管理の目標（アウトカム、アウトプット）及び長期的な改築事業のシナリオを設定し、点検・調査計画及び修繕・改築計画を策定することとする。

また、これらの計画を実施し、結果を評価、見直しを行うとともに、施設情報を蓄積し、ストックマネジメントの精度向上を図っていく。

【状態監視保全】……機能発揮上、重要な施設であり、調査により劣化状況の把握が可能である施設を対象とする。

※状態監視保全とは、「施設・設備の劣化状況や動作状況の確認を行い、その状態に応じて対策を行う管理方法をいう。

【時間計画保全】……機能発揮上、重要な施設であるが、劣化状況の把握が困難な施設を対象とする。

※時間計画保全とは、「施設・設備の特性に応じて予め定めた周期（目標耐用年数等）により対策を行う管理方法をいう。

【事後保全】……機能上、特に重要でない施設を対象とする。

※事後保全とは、「施設・設備の異状の兆候（機能低下等）や故障の発生後に対策を行う管理方法をいう。

備考) スtockマネジメントの実施にあたっての、施設の管理区分の設定方針を記載する。

② 施設の管理区分の設定

1) 状態監視保全施設

【管路施設】

施設名称	点検・調査頻度	改築の判定基準	備考
管きよ、マンホール、マンホールふた	1回/5年の頻度で点検を実施。点検で異状を確認した場合には、調査を実施。	緊急度Ⅰ・Ⅱで修繕・改築を検討	腐食のおそれの大きい箇所
管きよ、マンホール、マンホールふた、マンホールポンプの機械設備	1回/7年の頻度で点検・調査を実施。点検で異状を確認した場合には調査を実施。	緊急度Ⅰ・Ⅱで修繕・改築を検討	上記以外

2) 時間計画保全施設

【管路施設】

施設名称	目標耐用年数	備考
圧送管	標準耐用年数	
マンホールポンプの 電気設備	標準耐用年数	

3) 主要な施設の管理区分を事後保全とする場合の理由

【管きよ施設】 …… —

管きよ

【汚水・雨水ポンプ施設】 …… —

ポンプ本体

【水処理施設】 …… —

送風機本体もしくは
機械式エアレーション装置

【汚泥処理施設】 …… —

汚泥脱水機

③ 改築実施計画

1) 計画期間

令和 8 年度 ～ 令和 12 年度 (5 箇年)

2) 個別施設の改築計画

【管路施設】

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
処理区・排水区 の名称	合流・ 汚水・ 雨水の別	対象施設	布設 年度	供用 年数	対象延長 (m)	概算費用 (百万円)	備考

【マンホールポンプ場施設】(基準年：R2 年度)

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
処理区・排水区 の名称	合流・ 汚水・ 雨水の別	対象施設	設置 年度	供用 年数	施設能力	概算 費用 (百万円)	備考
下諏訪第二 処理分区	汚水	向陽 レベル計	H17	14 年		1.6	
下諏訪第二 処理分区	汚水	向陽 通信装置	H17	14 年		1.2	
下諏訪第二 処理分区	汚水	向陽 動力制御盤	H17	14 年		1.3	
下諏訪第三 処理分区	汚水	新川第 2 シーケンスコントローラ	H17	15 年		0.9	
下諏訪第三 処理分区	汚水	新川第 2 レベル計	H17	15 年		1.7	
下諏訪第三 処理分区	汚水	新川第 2 通信装置	H17	15 年		1.2	
下諏訪第三 処理分区	汚水	新川第 2 動力制御盤	H17	15 年		0.1	

備考 1) 改築を実施する施設のうち、② 1) において状態監視保全施設もしくは時間計画保全施設に分類したものを記載する。

備考 2) 対象施設には、改築を行う部位、設備名称を記載する。記載にあたっては、「下水道施設の改築について（令和 4 年 4 月 1 日 国水下水第 67 号 下水道事業課長通知）」別表の中分類もしくは小分類を参考とする。

備考3)「下水道施設の改築について(令和4年4月1日 国水事第67号 下水道事業課長通知)」別表に定める年数を経過していない施設については、備考欄において、同通知に定める「特殊な環境により機能維持が困難となった場合等」の内容について、以下の該当する番号及び概要を記載する。

- ① 塩害など避けられない自然条件あるいは著しい腐食の発生など計画段階では想定し得ない特殊な環境条件により機能維持が困難となった場合
- ② 施設の運転に必要なハード、ソフト機器の製造が中止されるなど、施設維持に支障をきたす場合
- ③ 省エネ機器の導入等により維持管理費の軽減が見込まれるなど、ライフサイクルコストの観点から改築することが経済的である場合
- ④ 高温焼却の新たな導入等により下水汚泥の焼却に伴い発生する一酸化二窒素(N₂O)排出量を削減する場合
- ⑤ 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に規定する「地方公共団体実行計画」に位置づけられ、当該計画の目標達成のために施設機能を向上させる必要がある場合
- ⑥ 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水を処理することができる方法より高度な処理方法により放流水質を向上させる場合
- ⑦ 下水道施設の耐震化を行う場合
- ⑧ 浸水に対する安全度を向上させる場合
- ⑨ 下水道施設の耐水化を行う場合
- ⑩ 樋門等の自動化・無動力化・遠隔化を行う場合
- ⑪ マンホール蓋浮上防止対策を行う場合
- ⑫ 合流式下水道を改善する場合

備考4) 改築事業の実施にあたっては、別途、詳細設計等において効率的な手法等を検討すること。

④ スtockマネジメントの導入によるコスト削減効果

概ねのコスト削減額	試算の対象時期
約279百万円/年	概ね100年

備考) 標準耐用年数で全てを改築した場合と比較して、②に基づき健全度・緊急度等や目標耐用年数を基本として改築を実施した場合のコスト削減額を記載する。